

議案第 89 号

瀬戸内市公民館条例の一部を改正することについて

瀬戸内市公民館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 11 月 27 日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市公民館条例の一部を改正する条例

瀬戸内市公民館条例（平成16年瀬戸内市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「瀬戸内市長船町土師1175番地1」を「瀬戸内市長船町土師277番地4」に改める。

別表の3-1の表を次のように改める。

3-1 瀬戸内市長船町公民館

利用場所		使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)
夢いっぱいホール(大ホール、舞台、客席、ホワイエ及び控室を含む。)	平日(休日を除く月曜日から金曜日まで)	1,500円	3,000円
	土曜日、日曜日及び休日	2,000円	
リフレッシュスタジオ(小ホール)		600円	600円
たんぽぽ夢工房		300円	300円
ミーティングルーム		300円	300円
キッチンスタジオ		500円	500円
和室		800円	800円
研修室(1・2・3)(1室につき)		300円	300円
健康スタジオ		700円	700円
ビリヤード室		500円	500円
工芸室		500円	500円
実習室		500円	500円

備考

- 1 時間を計算する場合において、その時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とする。
- 2 利用時間について準備及び後片付けの時間を含めるものとする。

別表の3—1の表の次に、次の1表を加える。

3—1—1 瀬戸内市長船町公民館（附属設備等）

分類	種類	単位	使用料(1時間当たり)
舞台関係設備及び備品 (大ホール)	音響反響板	1式	300円
	金屏風	1双	300円
	スクリーン	1枚	300円
映像関係設備及び備品 (大ホール)	プロジェクター	1式	200円
	映像再生機器		
音響関係設備及び備品 (大ホール)	音響調整装置	1式	300円
	音響入出力機器 (マイク・スピーカー等)		
照明関係設備及び備品	調光装置	1式	300円
	照明装置		
楽器(大ホール)	グランドピアノ(大)	1台	500円
楽器(小ホール)	グランドピアノ(小)	1台	300円
その他	陶芸窯	1台	電気使用料により別に定める。

備考

- 1 時間を計算する場合において、その時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とする。
- 2 利用時間について準備及び後片付けの時間を含めるものとする。

別表の3—2の表の備考中「3 備品使用料、テント1張1回につき300円とする。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 施設の利用の許可その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

瀬戸内市公民館条例(平成16年瀬戸内市条例第77号)新旧対照表

現行			改正後		
(名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
瀬戸内市中央公民館	瀬戸内市邑久町尾張465番地1		瀬戸内市中央公民館	瀬戸内市邑久町尾張465番地1	
瀬戸内市牛窓町公民館	瀬戸内市牛窓町牛窓4910番地1		瀬戸内市牛窓町公民館	瀬戸内市牛窓町牛窓4910番地1	
瀬戸内市牛窓町公民館牛窓分館	瀬戸内市牛窓町牛窓3056番地		瀬戸内市牛窓町公民館牛窓分館	瀬戸内市牛窓町牛窓3056番地	
瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館	瀬戸内市牛窓町鹿忍921番地		瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館	瀬戸内市牛窓町鹿忍921番地	
瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館	瀬戸内市牛窓町長浜3490番地1		瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館	瀬戸内市牛窓町長浜3490番地1	
瀬戸内市長船町公民館	瀬戸内市長船町土師1175番地1		瀬戸内市長船町公民館	瀬戸内市長船町土師277番地4	
瀬戸内市長船町公民館美和分館	瀬戸内市長船町飯井190番地1		瀬戸内市長船町公民館美和分館	瀬戸内市長船町飯井190番地1	
別表(第17条関係) 1-1から2-4 略 3-1 瀬戸内市長船町公民館			別表(第17条関係) 1-1から2-4 略 3-1 瀬戸内市長船町公民館		
利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1台1時間当たり)	利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)
大会議室	1,000円	100円	夢いっぱい	1,500円	3,000円
小会議室	300円		平日(休日を		
講義室	400円		除く月曜日		
調理実習室	800円		ホール(大ホ	2,000円	
和室1	300円		ール、舞台、		
和室2	300円		から金曜日		
ボランティア室	400円		客席、ホワイ	まで)	
		エ及び控室	土曜日、日曜		
		を含む。)	日及び休日		
		リフレッシュスタジオ		600円	600円

ビリヤード室	400円
大会議室前室	300円
学習室	300円
実習室	300円

(小ホール)		
たんぽぽ夢工房	300円	300円
ミーティングルーム	300円	300円
キッチンスタジオ	500円	500円
和室	800円	800円
研修室(1・2・3)(1室につき)	300円	300円
健康スタジオ	700円	700円
ビリヤード室	500円	500円
工芸室	500円	500円
実習室	500円	500円

備考

- 1 時間を計算する場合において、その時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とする。
- 2 利用時間について準備及び後片付けの時間を含めるものとする。

3-1-1 瀬戸内市長船町公民館(附属設備等)

分類	種類	単位	使用料(1時間当たり)
舞台関係設備及び備品(大ホール)	音響反響板	1式	300円
	金屏風	1双	300円
	スクリーン	1枚	300円
映像関係設備及び備品(大ホール)	プロジェクター	1式	200円
	映像再生機器		
音響関係設備及び備品(大ホール)	音響調整装置	1式	300円
	音入出力機器(マ		

